



## 《会計・税務の知識》 速報！平成 30 年度税制改正大綱

平成 29 年 12 月 14 日、自由民主党および公明党による平成 30 年度税制改正大綱が公表されました。

基本的考え方として、少子高齢化を克服し経済成長を確固なものとする、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を作ることを掲げ、「生産性革命」「人づくり革命」「働き方革命」の 3 つの革命を税制面で後押しするとしています。

所得税においては、所得控除の見直しが行われ、どのような所得についても適用される基礎控除が一律 10 万円引き上げられる一方、一定額以上の所得がある場合は基礎控除、給与所得控除、公的年金控除を制限するなど、高所得者に対しては増税となる措置がとられています。また、青色申告特別控除が、電子申告等をしない場合に縮減される点も注目されます。

法人税については、所得拡大促進税制について見直しの上、適用期限が 3 年間延長されています。また、情報連携投資等の促進に係る税制が創設、組織再編税制の要件見直し等が注目されます。

資産税については、小規模宅地等の特例について適用要件が厳格化され、過去行った対策の見直しが必要な場合があります。また、事業承継税制については特例が創設され、認定経営革新等支援機関が関与する場合に、現行制度よりも適用要件を緩和する措置が導入されます。一般社団法人等を利用した相続・贈与税の節税封じについては、現行要件の適用を明確化する措置がとられる見込みです。

その他、森林環境税の創設も目を引きます。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全 12 ページ）。

詳細はこちらでご確認頂けます。[https://jimin.ness.nifty.com/pdf/news/policy/136400\\_1.pdf](https://jimin.ness.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf)

### <2018. 1. 4 更新版>

#### 〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限																												
所得税 住民税	給与所得控除の見直し	<p>給与所得控除額について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 控除額を一律 10 万円引き下げる。</p> <p>(2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その所得控除額を 195 万円に引き下げる。</p> <p>見直しの結果、給与所得控除表は次のとおり。</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5 万円以下</td> <td>55 万円</td> </tr> <tr> <td>162.5 万円超 180 万円以下</td> <td>その収入金額×40%-10 万円</td> </tr> <tr> <td>180 万円超 360 万円以下</td> <td>その収入金額×30%+8 万円</td> </tr> <tr> <td>360 万円超 660 万円以下</td> <td>その収入金額×20%+44 万円</td> </tr> <tr> <td>660 万円超 850 万円以下</td> <td>その収入金額×10%+110 万円</td> </tr> <tr> <td>850 万円超</td> <td>195 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(現行)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5 万円以下</td> <td>65 万円</td> </tr> <tr> <td>162.5 万円超 180 万円以下</td> <td>その収入金額×40%</td> </tr> <tr> <td>180 万円超 360 万円以下</td> <td>その収入金額×30%+18 万円</td> </tr> <tr> <td>360 万円超 660 万円以下</td> <td>その収入金額×20%+54 万円</td> </tr> <tr> <td>660 万円超 1,000 万円以下</td> <td>その収入金額×10%+120 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円超</td> <td>220 万円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	162.5 万円以下	55 万円	162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%-10 万円	180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%+8 万円	360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%+44 万円	660 万円超 850 万円以下	その収入金額×10%+110 万円	850 万円超	195 万円	給与等の収入金額	給与所得控除額	162.5 万円以下	65 万円	162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%	180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%+18 万円	360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%+54 万円	660 万円超 1,000 万円以下	その収入金額×10%+120 万円	1,000 万円超	220 万円	<p>所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用</p> <p>地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用</p>
給与等の収入金額	給与所得控除額																														
162.5 万円以下	55 万円																														
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%-10 万円																														
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%+8 万円																														
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%+44 万円																														
660 万円超 850 万円以下	その収入金額×10%+110 万円																														
850 万円超	195 万円																														
給与等の収入金額	給与所得控除額																														
162.5 万円以下	65 万円																														
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%																														
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%+18 万円																														
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%+54 万円																														
660 万円超 1,000 万円以下	その収入金額×10%+120 万円																														
1,000 万円超	220 万円																														

税目	項目	改正内容	適用期限												
所得税 住民税	公的年金等控除の見直し	公的年金等控除について、次の見直しを行う。 (1) 控除額を一律 10 万円引き下げる。 (2) 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額につき 195 万 5 千円の上限を設ける。 (3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額を、上記 (1) 及び (2) の見直し後の控除額から一律 10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合の控除額を上記 (1) 及び (2) の見直し後の控除額から一律 20 万円、それぞれ引き下げる。	所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用												
所得税 住民税	基礎控除の見直し	基礎控除について次の見直しを行う。 (1) 控除額を一律 10 万円引き上げる。 (2) 合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。	所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用												
所得税 住民税	所得金額調整控除	(1) その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特定の事由（特別障害者等）に該当する者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合には 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。 (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、それぞれ金額の合計額が 10 万円を超える者の総所得金額を計算する場合には、合計額から 10 万円を控除した残額を給与所得の金額から控除する。	所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用												
所得税 住民税	青色申告特別控除	(1) 青色申告特別控除の額を 55 万円に引き下げる（現行：65 万円）。 (2) 上記にかかわらず、次の要件のいずれかを満たす場合には控除額を 65 万円とする。 ①その年分の仕訳帳・総勘定元帳を法律に定めるところによる電磁的記録の備付及び保存を行っていること ②確定申告書、貸借対照表、損益計算書の提出を電磁的方法（e-Tax）を使用して行うこと。	所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用												
所得税 住民税	控除等所得要件等の見直し	各種控除等所得要件につき次の見直しを行う。主な要件は以下の通り。 <table border="1" data-bbox="539 1731 1177 2080"> <thead> <tr> <th>各種要件</th> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一年計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件</td> <td>48 万円以下（現行：38 万円以下）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件</td> <td>95 万円以下（現行：85 万円以下）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除の対象となる合計所得金額要件</td> <td>48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	各種要件	所得税	住民税	同一年計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48 万円以下（現行：38 万円以下）	同左	源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件	95 万円以下（現行：85 万円以下）	-	配偶者特別控除の対象となる合計所得金額要件	48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）	同左	所得税：平成 32 年分以後の所得税について適用 地方税：平成 33 年度分以後の個人住民税について適用
各種要件	所得税	住民税													
同一年計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48 万円以下（現行：38 万円以下）	同左													
源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件	95 万円以下（現行：85 万円以下）	-													
配偶者特別控除の対象となる合計所得金額要件	48 万円超 133 万円以下（現行：38 万円超 123 万円以下）	同左													

税目	項目	改正内容			適用期限
		各種要件	所得税	住民税	
		各種要件 勤労学生の合計 所得金額要件 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年合計所得要件	所得税 75万円以下（現行：65万円以下） -	住民税 同左 135万円以下（現行：125万円以下）	
		上記の他、個人住民税均等割及び所得割の非課税基準が見直されている。			
所得税 住民税	上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等	上場株式等の配当等について、支払の取扱者が源泉徴収する当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から一定の外国所得税等を控除する。 上記により控除された外国所得税等の額に相当する金額は、その上場株式等の配当等の交付を受ける者のその年分の所得税の額から控除できる。			平成 32 年 1 月 1 日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用
所得税 住民税	N I S A 制度の見直し	(1) 非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書提出ができることとする。 (2) 非課税期間終了の日に非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されている特定口座がある場合には、原則として当該特定口座に移管されることとする。			(1) 平成 30 年 1 月 1 日以後に提出される場合について適用 (2) -
所得税 住民税	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について	(1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付き株式である上場株式等で、その譲渡制限が解除された時に、当該上場株式等が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものを加える。 (2) 特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、金融商品取引業者等に対し、当該分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととする。			-
所得税 住民税	エンジェル税制の見直し	(1) 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成 30 年 3 月 31 日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までの間に発行されるものを、同法の改正法の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に発行されるものに見直すとともに、所要の経過措置を講ずる。 (2) 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を 2 年延長する。 (3) 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。			(1) 平成 32 年 3 月 31 日までの発行（地域再生法等の改正が前提） (2) 平成 32 年 3 月 31 日までの発行 (3) -
所得税 住民税	居住用財産の買換え等の特例の期限延長	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。			平成 31 年 12 月 31 日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	特定居住用財産の譲渡損失の特例の期限延長	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。	平成31年12月31日まで
所得税 住民税	特定居住用財産の買換え等の特例の要件厳格化・期限延長	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、非耐火既存住宅である場合の要件に、経過年数等要件を加えた上、その適用期限を2年延長する。 なお、経過年数等要件を満たさない非耐火既存住宅を取得した場合であっても、その取得期限までに改修等を行うことにより経過年数等要件に適合することとなったときには、経過年数等要件を満たす家屋を取得したものとする。	平成31年12月31日まで (平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合について適用)
所得税	森林環境税(仮称)の創設	平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)を創設する。 イ 納税義務者等 国内に住所を有する個人 ロ 税率 年額1,000円 ハ 賦課徴収 市町村にて個人住民税と併せて行う	平成36年度から課税
住民税	森林環境譲与税の創設	森林環境税の収入額の一部を市町村及び都道府県に配分する。	平成31年度から適用。 但し、平成31年度から平成35年度までの間は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てる。
所得税 住民税	みなし譲渡所得の非課税承認の特例対象拡大	(1) みなし譲渡所得の非課税承認の特例(※1)対象財産に、株式、新株予約権、特定受益証券発行信託受益権及び社債的受益権等(以下「株式等」という。)を追加する。ただし、株式等を贈与又は遺贈する場合は、一定の場合を除き、承認があったものとみなされるまでの期間は申請書の提出日から3ヶ月となる。 (※1) 申請書の提出日から1ヶ月以内に承認しないことの決定がなかった場合は承認があったものとみなす特例 (2) 贈与又は遺贈した財産を公益目的事業の用に供した日から2年以内に買い換える場合でも、一定の法人の基金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、継続して非課税となる。	—
所得税 住民税	年末調整手続の電子化対象拡大	生命保険料控除、地震保険料控除、住宅ローン控除を受ける場合、各証明書等の紙面提出に代えて、電磁的方法により提出することが可能となる。	平成32年10月1日以後に提出する証明書等について適用
所得税 住民税	法定調書の光ディスク等による提出義務制度の基準引下げ	法定調書を光ディスク等または電子申告により提出しなければならない場合の調書の枚数基準を100枚以上(現行1,000枚以上)に引下げ。	平成33年1月1日以後に提出する法定調書について適用
国民健康保険税	基礎課税額の限度額引上げ及び軽減基準所得の引上げ	<基礎課税額> 限度額を58.0万円(現行54.0万円)に引上げ <軽減基準所得> (1) 5割軽減となる世帯の判定基準所得 27.5万円(現行27.0万円)×被保険者数 (2) 2割軽減となる世帯の判定基準所得 50.0万円(現行49.0万円)×被保険者数	—



〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
相続税 贈与税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度を創設	<p>(1) 一定の認定を受けた会社（特例認定承継会社）について、代表権を持っていた人から株式を贈与又は相続若しくは遺贈により取得した後継者（特例後継者）が、取得した全株式に係る贈与税又は相続税の全額について、特例後継者の死亡日まで納税が猶予される。</p> <p>(2) 代表権を持っていた人以外の人から贈与又は相続若しくは遺贈に取得した場合でも一定の要件を満たせば本特例の対象となる。現行の事業承継税制についても同様とする。</p> <p>(3) 平均8割以上の従業員数を維持する雇用確保要件を満たさない場合であっても、正当な理由を記載した書類の提出等の要件を満たせば継続的に納税が猶予される。</p> <p>(4) 経営環境の変化により、特例後継者が特例認定承継会社の株式を譲渡したり、特例認定承継会社が合併により消滅したり解散したりした場合には、納税猶予税額のうち一定額が免除される。</p> <p>(5) 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者で一定の要件を満たす場合には相続時精算課税の適用を受けることができる。</p>	平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。
相続税 贈与税	一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し	<p>(1) 個人から一般社団法人又は一般財団法人（いずれも非営利型を除く。以下「一般社団法人等」）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税について、現行の要件のいずれかを満たさないことにより贈与税等の負担が不当に減少する結果となる場合には贈与税等が課税されることとする（現行規定の明確化）。</p> <p>(2) 同族役員（理事のみ）が半数超いる等の特定の一般社団法人等において、役員が死亡した場合に一般社団法人等の純資産額を同族役員の数で割った金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、一般社団法人等に相続税を課すこととする。</p>	<p>(1)は平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈について適用する。</p> <p>(2)は平成30年4月1日以後の役員の死亡に係る相続税について適用する。但し、同日前に設立された一般財団法人等については平成33年4月1日以後の死亡に係る相続税について適用する。</p>
相続税	特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設	重要文化財に指定された美術工芸品や登録有形文化財等（以下「特定美術品」）を有する個人が一定の美術館に特定美術品を寄託した場合に、その個人が死亡した場合の相続税について、寄託の継続や担保の提供等を要件として特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。	—
相続税	小規模宅地等の特例の適用の見直し	<p>(1) いわゆる「家なき子」から次の人を除外する。</p> <p>①相続開始前3年以内にその人の3親等内の親族又はその人と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある人。</p> <p>②相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある人</p> <p>(2) 相続開始前3年以内に貸付事業の用に供した宅地等を貸付事業用宅地等から除外する。但し、事業的規模で貸付事業を行っている人が供したものは除く。</p>	平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。但し(2)については同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用しない。

税目	項目	改正内容	適用期限
		(3) 介護医療院に入所したことで被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして小規模宅地等の特例を適用できることとする。	
相続税 贈与税	相続等により取得する 国外財産に係る相続 税・贈与税の免税	相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。	平成30年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用
登録免 許税	適用期限の延長	以下の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (1) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等 (2) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記 (3) 特定創業支援事業による支援を受けて行う会社の設立の登記	—
登録免 許税	土地の相続登記に対す る登録免許税の免税措 置の創設	死亡した人が過去の相続により自分が取得した土地の所有権移転登記を行っていなかった場合、その死亡した人の相続人がその土地を死亡した人の名義にするために移転登記を行う際の登録免許税を免税とする。	平成30年4月1日から平成33年3月31日までに行う登記について適用する。
印紙税	適用期限の延長	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。	—
固定資 産税 (償却 資産 税)	中小事業者等が取得す る機械装置等に係る固 定資産税の減免	(1) 中小事業者等が労働生産性を向上させる等の要件を満たす一定の機械装置等を取得した場合に、最初の3年間はゼロから2分の1の割合を固定資産税の課税標準に乗じた額を課税標準として固定資産税を課すこととする。乗じる割合は市町村の条例で定める。 (2) 上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は適用期限をもって廃止する。	生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)の施行日から平成33年3月31日までに取得する機械装置等について適用する。
固定資 産税 都市計 画税	新築住宅等に係る固定 資産の減税措置の延 長・見直し	(1) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 (2) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 (3) 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、見直しを行う。	—
不動産 取得税	住宅等に係る不動産取 得税特例措置の延長	(1) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。 (2) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。 (3) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する	—

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限																																																											
法人税 所得税 地方税	所得拡大 促進税制 の改組	<p>雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の改組を行う。</p> <p>(1) 適用期間を3年間延長する。</p> <p>(2) 設立事業年度は、当税制の適用対象外とする。</p> <p>(3) 適用要件について次の改組を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①から③のすべてを満たすこと</td> <td colspan="2">中小企業者等：③を満たすこと 中小企業者等以外：③及び④の両方を満たすこと</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>雇用者給与等支給増加額 <math>\geq</math> 基準年度の雇用者給与等支給額 <math>\times</math> 一定割合</td> <td colspan="2">要件なし</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>雇用者給与等支給額 <math>\geq</math> 比較雇用者給与等支給額</td> <td colspan="2">要件なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td>中小企業者等 平均給与等支給額 <math>&gt;</math> 比較平均給与等支給額</td> <td>平均給与等支給額 <math>&gt;</math> 比較平均給与等支給額 <math>\times 101.5\%</math></td> <td>比較平均給与等支給額 <math>\times 101.5\%</math></td> </tr> <tr> <td>中小企業者等以外 平均給与等支給額 <math>\geq</math> 比較平均給与等支給額 <math>\times 102\%</math></td> <td>平均給与等支給額 <math>\geq</math> 比較平均給与等支給額 <math>\times 103\%</math></td> <td>比較平均給与等支給額 <math>\times 103\%</math></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>改正前、要件なし</td> <td>国内設備投資額 <math>\geq</math> 減価償却費総額 <math>\times 90\%</math></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 税額控除額について次の改組を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象法人</th> <th colspan="4">税額控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>平均給与等支給額の前事業年度比</td> <td>控除額</td> <td>一定の要件を満たすか</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業者等</td> <td>2%未満</td> <td>雇用者給与等支給増加額 <math>\times 10\%</math></td> <td>下記以外</td> <td>給与等支給増加額 <math>\times 15\%</math></td> </tr> <tr> <td>2%以上</td> <td>雇用者給与等支給増加額 <math>\times 10\% +</math> (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) <math>\times 12\%</math></td> <td>(注1)</td> <td>給与等支給増加額 <math>\times 25\%</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業者等以外</td> <td>2%未満</td> <td>適用なし</td> <td>下記以外</td> <td>給与等支給増加額 <math>\times 15\%</math></td> </tr> <tr> <td>2%以上</td> <td>雇用者給与等支給増加額 <math>\times 10\% +</math> (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) <math>\times 2\%</math></td> <td>(注2)</td> <td>給与等支給増加額 <math>\times 20\%</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 次の①及び②を満たすこと            ① 平均給与等支給額 <math>\geq</math> 比較平均給与等支給額 <math>\times 102.5\%</math>            ② 次のいずれかを満たすこと                イ 教育訓練費の額 <math>\geq</math> 前期の教育訓練費の額 <math>\times 110\%</math>                ロ その中小企業者等がその事業年度終了日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと</p> <p>(注2) 教育訓練費 <math>\geq</math> 比較教育訓練費の額 <math>\times 120\%</math></p> <p>(5) 税額控除額の上限について次の改組を行う。</p>	現行		改正案		①から③のすべてを満たすこと		中小企業者等：③を満たすこと 中小企業者等以外：③及び④の両方を満たすこと		①	雇用者給与等支給増加額 $\geq$ 基準年度の雇用者給与等支給額 $\times$ 一定割合	要件なし		②	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額	要件なし		③	中小企業者等 平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額	平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額 $\times 101.5\%$	比較平均給与等支給額 $\times 101.5\%$	中小企業者等以外 平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額 $\times 102\%$	平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額 $\times 103\%$	比較平均給与等支給額 $\times 103\%$	④	改正前、要件なし	国内設備投資額 $\geq$ 減価償却費総額 $\times 90\%$		対象法人	税額控除額				現行		改正案			平均給与等支給額の前事業年度比	控除額	一定の要件を満たすか	控除額	中小企業者等	2%未満	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\%$	下記以外	給与等支給増加額 $\times 15\%$	2%以上	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\% +$ (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 12\%$	(注1)	給与等支給増加額 $\times 25\%$	中小企業者等以外	2%未満	適用なし	下記以外	給与等支給増加額 $\times 15\%$	2%以上	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\% +$ (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 2\%$	(注2)	給与等支給増加額 $\times 20\%$	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用
現行		改正案																																																												
①から③のすべてを満たすこと		中小企業者等：③を満たすこと 中小企業者等以外：③及び④の両方を満たすこと																																																												
①	雇用者給与等支給増加額 $\geq$ 基準年度の雇用者給与等支給額 $\times$ 一定割合	要件なし																																																												
②	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額	要件なし																																																												
③	中小企業者等 平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額	平均給与等支給額 $>$ 比較平均給与等支給額 $\times 101.5\%$	比較平均給与等支給額 $\times 101.5\%$																																																											
	中小企業者等以外 平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額 $\times 102\%$	平均給与等支給額 $\geq$ 比較平均給与等支給額 $\times 103\%$	比較平均給与等支給額 $\times 103\%$																																																											
④	改正前、要件なし	国内設備投資額 $\geq$ 減価償却費総額 $\times 90\%$																																																												
対象法人	税額控除額																																																													
	現行		改正案																																																											
	平均給与等支給額の前事業年度比	控除額	一定の要件を満たすか	控除額																																																										
中小企業者等	2%未満	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\%$	下記以外	給与等支給増加額 $\times 15\%$																																																										
	2%以上	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\% +$ (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 12\%$	(注1)	給与等支給増加額 $\times 25\%$																																																										
中小企業者等以外	2%未満	適用なし	下記以外	給与等支給増加額 $\times 15\%$																																																										
	2%以上	雇用者給与等支給増加額 $\times 10\% +$ (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) $\times 2\%$	(注2)	給与等支給増加額 $\times 20\%$																																																										

税目	項目	改正内容		適用期限
		控除額の上限		
		現行	改正案	
		中小企業者等	法人税額×20% 法人税額×20% (改正なし)	
		中小企業者等以外	法人税額×10% 法人税額×20%	
法人税 所得税 地方税	情報連携 投資等の 促進に係 る税制の 創設	<p>青色申告書を提出する法人で生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けたものが、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェア（そのソフトウェアとともに取得又は製作した機械装置又は器具備品を含み、取得価額合計額が5,000万円以上）を新設し、又は増設した場合で、情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（所得拡大促進税制の（3）③の要件を満たさない場合は3%）の税額控除（法人税額の20%上限。所得拡大促進税制の（3）③の要件を満たさない場合は15%上限）との選択適用ができる。</p> <p>当税制に係る特別償却については、住民税及び事業税においても適用し、中小企業者等については当税制に係る税額控除後の法人税額を基礎として住民税を計算できる。</p>		臨時措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に情報連携利活用設備の取得等をして、その事業の用に供したとき。
法人税 所得税	租税特別 措置の適 用要件の 見直し	<p>大企業が、次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、次に掲げる税制の適用をできないこととする。但し、その所得の金額（欠損金の繰越控除前で一定の調整を加えた金額）が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあっては対象外とする。</p> <p>&lt;要件&gt;</p> <p>① 平均給与等支給額&gt;比較平均給与等支給額</p> <p>② 国内設備投資額&gt;減価償却費総額×10%</p> <p>&lt;適用が受けられないこととなる税制&gt;</p> <p>(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度（地域未来投資促進税制）</p> <p>(3) 情報連携投資等の促進に係る税制の税額控除制度</p>		平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用
法人税	組織再編 税制等の 見直し	<p>(1) 完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編成の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合、当初の組織再編成の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定することとする。</p> <p>(2) 当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。</p> <p>(3) 無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法を明確化する。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p>		—
法人税 所得税 地方税	地方拠点 強化税制 の見直し	<p>(1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却または税額控除制度の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）のうち同意雇用開発促進地域に係る措置の廃止に伴い、同制度のうち地方事業所基準雇用者数に係る措置を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組するとともに、基準雇用者数、地方事業所税額控除限度額等についての見直しを行い、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 地域再生法等の改正及び運用の適正化を前提に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について対象地域、認定要件等の見直しを行う。</p>		—



税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 消費税	申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設	(1) 大法人の法人税、地方法人税及び消費税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書等の提出については、原則として電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならないこととする。 (2) (1)の申告書の添付書類の提出については、原則として電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。 (注) 上記の大法人とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。	平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用
法人税	提出書類の簡素化	(1) 収用・換地等に係る特例の添付書類の省略 収用・換地等に係る課税の特例の適用を受ける場合に、確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類について、添付することに代えて保存することによりその適用を認める。	—
法人税		(2) 連結子法人の個別帰属額等の届出の省略 連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法等により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子会社が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなす。 また、更正の場合の個別帰属額等の異動の届出を不要とする。	平成32年4月1日以後終了する連結事業年度の届出については平成32年4月1日以後の異動から)
法人税		(3) 連結子法人等に係る書類提出の省略 次の書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。 ① 連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書 ② 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類 ③ 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類	平成31年4月1日以後に生じた事実
事業税		(4) 法人事業税の添付書類の省略 外形標準課税対象法人等が法人税の中間・確定申告書の提出をe-Taxで行い、かつ、決算書の添付がある場合には、法人事業税の中間・確定申告において決算書の添付があったものとみなす。	平成32年4月1日から
法人税等 事業税	申告書の自署押印制度の廃止	法人税等の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する。 法人事業税及び地方法人特別税の申告書についても同様に廃止する。	—
法人税 所得税	高度省エネルギー増進設備等取得による特別償却・税額控除	青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるものが、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については7%の税額控除との選択適用)ができる。ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間(一定の法人についてはエネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正法の施行日から平成32年3月31日までの期間)

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	再生可能エネルギー発電設備等取得による特別償却	青色申告書を提出する法人が、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができる。	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間
法人税	交際費等の損金不算入制度の延長	下記の現行制度の適用期限を2年延長する。 ①接待飲食費に係る損金算入の特例（100分の50まで損金算入可能） ②中小法人に係る損金算入の特例（800万円まで損金算入可能）	平成32年3月31日までに開始する事業年度まで
法人税	欠損金繰戻還付制度の延長	中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度についてその適用期限を2年延長する。	平成32年3月31日までに終了する各事業年度において生じた欠損金
法人税 所得税	少額減価償却資産の損金算入特例の延長	中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合に、300万円まで全額を損金に算入できる特例につき、2年間延長する。	平成32年3月31日までに取得し、事業の用に供した資産
法人税 所得税	返品調整引当金制度の廃止	返品調整引当金制度は廃止する。なお、平成30年4月1日において同制度の対象事業を営む法人について、経過措置を講ずる。	平成33年3月31日以後開始する事業年度以降、所定の経過措置を講ずる

〔消費課税・その他納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用期限																																	
国際観光旅客税(仮称)	国際観光旅客税(仮称)の創設	<p>(1) 納税義務者 国際観光旅客等(出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客その他の者等をいい、船舶又は航空機の乗員等を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 課税の対象 国際船舶等(本邦と外国との間で観光旅客その他の者の運送の用に供される船舶又は航空機(公用船及び公用機を除く。)をいう。以下同じ。)による本邦からの出国</p> <p>(3) 税率 出国1回につき1,000円とする。</p> <p>(4) 非課税 次に掲げる国際観光旅客等の出国には、国際観光旅客税(仮称)を課さない。 ①航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客 ②天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者 ③2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、関係法令の改正により、国際観光旅客税(仮称)を課さないこととする。</p>	平成31年1月7日以後の出国に適用																																	
たばこ税	たばこ税率の引上げ	<p>国及び地方のたばこ税の税率を、1,000本につき次のように段階的に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">たばこ税</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> <tr> <th>第一段階</th> <th>第二段階</th> <th>第三段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>5,302円</td> <td>5,802円</td> <td>6,302円</td> <td>6,802円</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道府県税</td> <td>860円</td> <td>930円</td> <td>1,000円</td> <td>1,070円</td> </tr> <tr> <td>市町村税</td> <td>5,262円</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,424円</td> <td>12,424円</td> <td>13,424円</td> <td>14,424円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000本につき、第一段階で12,424円(現行:11,424円)に、第二段階で13,424円に、第三段階で14,424円に引き上げる。</p>	たばこ税	現行	改正案			第一段階	第二段階	第三段階	国税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円	地方税					道府県税	860円	930円	1,000円	1,070円	市町村税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円	合計	11,424円	12,424円	13,424円	14,424円	<p>第一段階 平成30年10月1日</p> <p>第二段階 平成32年10月1日</p> <p>第三段階 平成33年10月1日</p>
たばこ税	現行	改正案																																		
		第一段階	第二段階	第三段階																																
国税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円																																
地方税																																				
道府県税	860円	930円	1,000円	1,070円																																
市町村税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円																																
合計	11,424円	12,424円	13,424円	14,424円																																
たばこ税	加熱式たばこの課税区分の見直し	たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。	平成30年10月1日から段階的に課税																																	
消費税	券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定	<p>券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定について、次のとおりとする。</p> <p>(1) 振替機関又はこれに類する外国の機関(以下「振替機関等」)が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定する。 (注)上記(1)の有価証券等には、券面の発行された有価証券のうち振替機関等が取り扱うものを含むこととする。</p> <p>(2) (1)以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定する。</p>	—																																	

〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	恒久的施設関連規定の見直し	<p>恒久的施設（以下「PE」）関連規定について、次の見直しを行う。</p> <p>（1）PE認定の人為的回避防止措置の導入</p> <p>①いわゆる代理人PEについて、その範囲に、契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外する。その他、いわゆる建設PEの期間要件の見直し等を行う。</p> <p>（注）上記の「密接に関連する者」とは、その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいう。</p> <p>（2）租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備</p> <p>①わが国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする。その他国際合意に則った所定の見直しを行う。</p>	平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用
法人税 所得税	外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）の見直し	<p>（1）経済活動基準</p> <p>株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社について、事業基準を満たすこととする。</p> <p>（2）合算課税制度における適用対象金額</p> <p>次の見直しを行う。</p> <p>①会社単位の合算課税制度において一定の株式譲渡益を適用対象金額から控除する。</p> <p>②部分合算課税制度において関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子の範囲や解散した外国金融子会社等に係る一定の金融所得について、適用対象としないこととする。</p> <p>（3）二重課税調整</p> <p>内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課されたわが国の所得税等、地方法人税及び法人住民税（現行：所得税等）の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税（現行：法人税）の額から控除することとする。</p>	外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用

以上